

下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第42回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会庶務）

1 日時

平成22年2月23日（金）13：30～16：55

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員）池上政幸，出田孝一，伊藤眞，井堀利宏，奥田昌道（委員長），富越和厚，
夏樹静子，平木典子，堀野紀，明賀英樹（敬称略）

（庶務）戸倉総務局長，菅野審議官，氏本総務局第一課長

（説明者）大谷人事局長，門田人事局任用課長

4 議題

（1）協議

- ・ 平成22年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について
- ・ 平成22年4月及び7月の出向からの復帰候補者について
- ・ 平成22年4月の検事からの出向候補者について
- ・ 平成22年10月期の弁護士任官候補者について
- ・ その他

（2）次回以降の予定等について

5 議事

（1）協議

庶務から，前回の委員会以後の経過として，平成22年1月の新任判事補候補者についての最高裁判所における審議結果が報告された。

また、最高裁判所から、平成22年10月期の弁護士任官候補者、平成22年4月から7月までの出向からの復帰候補者、平成22年4月1日出向先から判事補に復帰した後、4月10日付けで判事の任命資格を取得する者、4日出向先から判事補に復帰した後、10月に判事の任命資格を取得する者、平成22年4月に検事から裁判所へ出向することが予定されている者並びに平成22年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事への再任候補者について、それぞれその指名の適否について諮問を受けたことが報告された。

- ・ 平成22年下半期の判事補から判事への任命候補者及び判事の再任候補者について

庶務から、2月16日午後1時30分から作業部会を開催したことが説明され、作業部会長である伊藤委員から、作業部会の検討結果について報告がされた。

作業部会の検討結果を踏まえて重点審議者について審議し、決定した。

そして、今後の手続として、速やかに、所管の地域委員会に名簿と略歴を提供するとともに、重点審議者とされた指名候補者については、これに所長等が作成した報告書を添付して、6月4日までに情報収集の上、その結果を報告するよう要請する。地域委員会による重点審議者に関する情報収集の方法については、これまでと同様の方法による。具体的には、指名候補者の現任庁に対応する各庁会に指名候補者の名簿を提供し、所属の検察官又は弁護士が、指名候補者の指名の適否に関する特段の情報を有する場合には、一定の期間、所属の各個人から直接地域委員会がその有する情報を受け付けることを連絡し、検察官又は弁護士への周知を依頼する。その際には、重点審議者であることを特定せず、他の指名候補者と同様に情報収集を依頼する方法により行うこととされた。また、再任希望者等に関する情報収集の在り方については、従来から当委員会において何度か議論され、「裁判官の職権の独立に対する影響、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点等に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供する方法によるべきこと、特に段階評価式アンケートによる情報収集は相当ではない」という

ことが確認されているので、これまでと同様、地域委員会が弁護士会に対して情報受付の周知を依頼するに当たっては、このような当委員会の考え方を弁護士会に伝え、情報を有する弁護士から直接これを地域委員会の庶務に提出することを周知するよう地域委員会に依頼することとされた。なお、4月に出向から復帰した後、10月に判事の任命資格を取得する者については、諮問時には出向中であり、現任庁はないことになるが、外部情報収集を行う時間的余裕がないわけではないことから、出向前の勤務庁に当たる庁を所管する地域委員会に対し、周知依頼等をするのが適当とされた。また、これらの者は、4月1日には裁判所に復帰予定であるが、復帰した庁を所管する地域委員会に対し、周知依頼等をして、締め切り日までの勤務実績が乏しく、適切な情報が寄せられる可能性が極めて乏しいことから、復帰庁を所管する地域委員会に対する周知依頼等は行わないものとされた。

・ 平成22年4月の出向からの復帰候補者等について

裁判官から出向している8人について、候補者の略歴、出向先から得た候補者の執務状況等を基に、裁判官として指名することの適否について審議され、2人については、判事補として指名することが適当であると、その他の者については、判事として指名することが適当であると、最高裁判所に答申することとされた。また、裁判官から出向している3人については、出向期間が3年以下であることから、出向からの復帰候補者として諮問の対象とはならないが、平成22年4月に判事任命資格を取得することから、判事として指名することの適否について審議され、いずれも判事として指名することが適当であると、最高裁判所に答申することとされた。

・ 平成22年4月の検事からの出向候補者について

平成22年4月に検事から出向予定の1人について、候補者の略歴、現在の勤務先から得た候補者の執務状況等を記載した書面等を基に、判事補として指名することの適否について審議され、判事補として指名することが適当であると、最高裁判所に答申することとされた。なお、委員から、本件のような検事からの人

事交流の場合には資料が乏しく、指名の適否について判断しにくいとの指摘があったが、これに対して、庶務から、検事からの出向は、弁護士任官と異なり、原則3年の期間で出向するものであって、検事から任官希望を受けることもなく、人事異動のプロセスにおいて限られた時間的制約の中で可能な限り資料を収集しているものであることなどについて説明がされた。

・ 平成22年10月期の弁護士任官候補者について

庶務から、以下のとおり説明がされた。

弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方については、従来から当委員会において繰り返し協議され、その結果、弁護士任官希望者に関する的確な情報が十分に収集できているとはいえず、調停官を経由した弁護士任官の推進等、早い段階から的確な情報を収集するための方法を今後とも継続的に検討していく必要があるが、弁護士任官希望者側の事情に配慮し、当面は、すべての弁護士に名簿を示して情報提供の依頼をすることはせず、取扱い事件リスト記載の相手方代理人及び事情を知る者として候補者本人に挙げてもらった人から情報収集することとされてきた。他方、裁判官及び検察官からの情報収集に関しては、任官希望者が所属する弁護士会に対応する裁判所及び検察庁に対し、任官希望者の名簿及び取扱い事件リストを提示し、所属する裁判官及び検察官に対し、任官希望者の指名の適否に関する情報があれば、これを地域委員会に提供してもらうよう周知依頼することとされてきた。なお、任官希望者が調停官となっている場合には、従来からの弁護士としての活動に関連して提出されている情報に加え、常勤の判事・判事補と同様に、調停官として執務している状況に関連した情報が最高裁判所から提出されている。

庶務からの説明を受けて、今回の弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について審議した結果、地域委員会による弁護士等からの情報収集の方法、裁判官及び検察官からの情報収集の方法のいずれについても、従来と同様の方法によることとされ、庶務から、速やかに、所管の地域委員会に対し、6月4日までに情報収集の上、その結果を当委員会に報告するよう要請することとされた。

- ・ その他（■：委員長，○：委員，●：庶務）

ア 4月期異動者の上半期判事任命（再任）の場合の外部情報収集の在り方について

■：昨年9月の委員会の際に，委員から指摘のあった点で，これまで十分な意見交換が出来なかったものについて，この機会に協議しておくことにします。

●：昨年9月の委員会の際に，上半期の判事任命（再任）の場合には，4月以降の異動者については，現任庁のみならず，前任庁にも照会をするべきであるとの意見をいただいています。また，昨年12月の委員会の際に，高松地域委員会から同旨の意見を主張する委員がいたことの報告が送付されてきていることをご報告しましたが，これに加えて，広島地域委員会においても同旨の意見があり，この意見を本委員会に伝えて欲しいとの連絡が来ておりましたので，併せてご報告致します。

■：それでは，委員から改めてご意見の趣旨等をうかがいたいと思います。

○：意見の趣旨等は以下のとおりです。

- ① 判事補から判事への任命・判事の再任について，指名諮問委員会は裁判所内の評価を主とする裁判所内の情報と，弁護士や検察官など外部からの情報（利用者情報）とを考慮して，指名の適否を検討している。

裁判所内の情報提供は裁判所から行われるが，外部情報は自然には集まらず地域委員会で情報収集する必要がある。外部情報を収集するにあたっては，外部情報を提供する者に必要な期間の確保や周知をしていかないと公平公正さに疑念を生じさせかねない。指名諮問委員会への信頼を得るうえで，極めて重要な要素となる。

- ② 自分が資料から確認したところでは，平成21年には判事への指名候補者189名中47名程が同年4月以降に現任地に転任しており，それらの者に対しては情報提出まで半年程度の現任地の実績しかなく，現任地で弁護士や検察官からの外部情報が集まりにくい。外部情報を事実上限定してしまうことになることを避けて，当該年4月以降の転任者については実質的な情報が

集まる可能性が高い前任地にも情報収集を依頼してはどうかと9月の委員会で問題提起させてもらった。理由として、以下の点をあげた。

(ア) 特に大庁・中規模庁では、その候補者と事件で当たる確率が少ない。

(イ) 事件を担当しても、半年以内で終了するのは欠席判決・事実上争いのない判決や前任者が終結近くまで進めた事件で、転任してきたばかりの者の情報にはなりにくい。

(ウ) 当事者の意見が対立している事件を、どう公正に進行し判断するかということを経験しないと、外部情報を提供できるものではない。

外部情報は、候補者の資質がうかがえる内容が記載されていることや、候補者に対し相当数の者が同じ意見を持つということなどが、判断するうえでウエイトを持つと思われる。その双方の視点から考察する必要がある。

- ③ 候補者の裁判にのぞむ姿勢や当事者に対する態度が分かるのは、具体的な場面での候補者の不適切な言動が続く場合である（適切の方向でも同様）。そのような具体的場面・具体的事実は、争いのある事件において一連の流れとして出現することが多い。したがって、そのような内容を持つ情報は、訴訟が終了する程度まで見ないと提供できるものではない。さらに言えば、同じ候補者に1回の裁判だけでなく複数回あたることによって、この候補者はこういう対応が顕著であると言えるケースが多い。

このような情報を提供するには、その候補者の裁判を受ける相当な期間が必要であり、半年では民事なら数回の争点整理程度しか接する機会がない。半年程度では情報提供は極めて困難になってしまうのである。

- ④ 今回の情報収集の数字から

(ア) 189名の候補者に、139通の外部情報（現任地・前任地を問わず）。1名あたり平均0.735通。

(イ) 現任地が司法研修所教官・最高裁事務総局・最高裁調査官のように、明らかに現任地での外部情報が出ないであろう候補者15名（例：東京地裁判事→司法研修所教官等）への外部情報は前任地情報とカウ

トすると、現任地情報 85 通で前任地情報 54 通。前任地情報がかなりの比率を占めている。

(ウ) 現任地情報がないであろう上記 15 名を除いた 174 名について、平成 21 年 4 月以降転任者と平成 21 年 3 月以前転任者の現任地情報は、後者の方が 1 人あたり 27% 程度多い。平成 21 年 4 月以降転任者については、規模の大きな庁では裁判官と接する機会が十分ではないせいか、支部裁判官に対する情報比率が半分近くに達するが、後者では 16% 程度になり、3 倍近い大きな差が生じている。また、現任地情報と前任地情報の比率をとると、平成 21 年 4 月以降転任者は前任地情報が現任地情報の約 1.5 倍になるが（その時々の特殊事情もあるので、この率が一般的なものとはならない）、平成 21 年 3 月以前転任者は前任地情報が現任地情報の 0.5 倍にも達しない。

(エ) 現任地が高裁の場合、平成 21 年 3 月以前転任者は候補者数とほぼ同数の現任地情報があったが、平成 21 年 4 月以降転任者は候補者数 5 名に対し、現任地情報は 1 通しかなかった。

⑤ 重点審議者の情報数をどう取り扱うかなどの別途の要素もあり、また上記数字の特徴が今回に限ったものかなども考察する必要があるだろう。

各地域委員会では、裁判所の状況や支部裁判官数などを踏まえてより具体的な分析も可能となると思われる。

■：10 年分の所長による報告書の存在を踏まえてなお、十分な資料がないと言えるのか。

○：所長の評価精度を高めるのが第一の課題であり、これを補う形で外部情報との突き合わせを行い客観性の高いデータを作っているのであって、評価権者が評価するのと同じレベルの外部情報がないといけないという運用は厳しすぎるのではないか、もっと謙抑的なスタンスにより情報収集すべきである。

○：東京地裁のような大規模庁においては、民事事件であれば月 40 件前後処理するから半年であれば 200 件程度、そのうち相当数を最初から終わりまで処

- 理することになるし、刑事事件であれば半年で60件程度最初から終わりまで処理することになるから、これらの数程度の弁護士との接点があることになるし、他方、小規模庁であれば、半年あれば人となりを知るのに十分であろう。
- ：民事事件では、記憶では対席は判決まで14ヶ月程度、欠席判決は数ヶ月だったように思う。半年では、対席事件はほとんど処理できない。
- ：1人1人の弁護士が裁判官に接触する回数が少ないと、マイナス情報を出しにくいのではないか。
- ：制度実施以降7年間大きな問題はなかったのではないか。
- ：1年に10件裁判をやって、違う裁判官ばかり当たる。半年程度では情報収集には不十分で前任地照会すべきでないか。
- ：外部情報は、そもそも対象者が裁判官として適か不適かを判断するものではなく、数ヶ月間接触した結果、このような事実があったと指名諮問委員会に報告するものである。所長の意見書中に不審な記載があれば、特に4月以降異動者については柔軟な情報収集をすることもできるのであるから、一律に前任地に対し情報収集する必要はないと思われる。
- ：地域委員会の情報収集のあり方に関しては、地域委員会が、収集した情報の報告にあたって、個別事案に応じて必要な意見を付するなどのことはありうると思う。しかし、各地域委員会が情報収集方法について独自の制度を設けることは、指名諮問制度全体としての統一性、公平性を損なう恐れがあると思われるので、消極に考える。また、4月以降に異動のあった裁判官に関する情報収集のあり方に関しては、外部情報の質・量の拡充それ自体が判断資料を増やすという意味を持つことは、その通りであるが、他面、外部情報収集の期間と範囲を広げすぎると、裁判官に過度の圧迫を与えることが懸念され、裁判官の独立に影響を及ぼすおそれが生じることについては特に慎重な配慮が求められる。情報収集に伴う広い意味でのコストと効用とのバランス、また、「人事評価制度による経年的な人事情報の集積」と「諮問時に近い時期の広い範囲からの情報収集」とのバランスをとる必要がある。指名諮問委員会では、発足以来、こ

これらのバランスのとり方を慎重に検討し、現在の運用に至ったと認識しており、また、この間、同委員会に対する信頼も形成されてきたと思うが、このような経緯と現状に照らすと、ここで運用を変更することは、制度の安定性、信頼性を損なう恐れがあり、適当ではないと考えられる。

○：地域委員会であれば、実情を把握している。地域委員会で議論していただき、その結果を踏まえ、再度議論したい。

○：情報収集を行うコストの割に、それ程多くのメリットはないのではないかと。今の運用で柔軟に、ケースバイケースで対応できている。ここで大きくシステムを変える必要はないのではないかと。

○：地域委員会に意見を求めなければ、当委員会の結論が出せないというのは、制度として問題ではないかと。

■：意見の大勢は、4月以降異動者であるからといって、一律に現任庁に加えて前任庁所管の地域委員会にも外部情報収集を依頼するのは相当ではないということとします。この問題については、今後、現任庁に情報収集依頼をするだけでは不十分であるという具体的な事案が生じたときに、必要に応じて議論することにし、4月以降異動者について、直ちに現任庁に加えて前任庁所管の地域委員会にも外部情報収集を依頼する取扱いは、当面は執らないこととします。また、この件について、地域委員会へ意見を求めるという措置は執らないこととします。

イ 判事補外部経験の現状に関する説明

昨年の9月の委員会の際に、委員から、判事補の外部経験の多様化についての推進状況について、最高裁判所から説明を受ける機会を設けるべきとの意見が出されたことを受け、人事局長から、判事補外部経験の現状として、弁護士職務経験、行政機関・在外公館への派遣、民間企業研修、海外留学等、多様な形で外部経験を推進していることなどについて説明がされ、また、委員から、裁判所外部の多様な経験を積んだことが判事指名の検討の上で、重要な考慮要素となり得るので、判事補全員が可能な限り外部経験を積めるようにしてもら

いたいとの意見が出されたのに対し、人事局長から、今後も引き続き、判事補の外部経験として相応しい受け入れ先の確保、拡充に努め、判事補の外部経験の機会が更に広がるよう、関係機関に協力を求めるなど努力していきたい旨の説明がされた。

(2) 次回以降の予定等について

・ 平成22年6月以降の委員会開催予定について

庶務から、「指名諮問委員会開催予定」及び「指名諮問委員会のスケジュール案（平成22年度）」に基づき、今後の審議スケジュールが提案され、了承された。

・ 作業部会について

作業部会のメンバーについて、堀野委員が明賀委員と交代し、その他のメンバーについては留任することとされた。

・ 次回の予定について

次回の委員会は、7月2日（金）午前10時から開催され、平成22年下半年期の判事再任（判事任命）候補者及び同年10月期の弁護士任官候補者について審議することとなった。

以 上